

## 著作権に関するインドネシア共和国法律 2014 年第 28 号（一部抜粋）

2014 年 10 月 16 日に施行されたインドネシアの改正著作権法が、同年 11 月 28 日に公表された。CODA が認識している範囲では、この改正著作権法は 2015 年 3 月末日現在インドネシア語の原版と（機械訳と思われる）英語訳版のみが存在する。改正著作権法の内容をより深く理解する為、その一部を抜粋し以下の訳を準備した。

第 4 条で規定されているが、インドネシアにおいて著作権は人格権と財産権から成る。第 5、6 条では著作権の人格権、第 9 条では著作権の財産権が定義されている。第 20 条には著作隣接権に関する定義、そして第 40 条には著作権法が保護する創作物のリストが記されている。今年度のヒアリングでは、レコード製作者の団体である ASIRI がカラオケ店から使用料を徴収する取組みについて話を伺ったが、レコード製作者に対する利用料の支払いは 27 条で義務付けられている。財産権に関しては著作権、著作隣接権共に譲渡が可能であるが、譲渡後 25 年が経過した時点で、権利がもとの所有者に戻るものが第 18 条と 30 条にそれぞれ規定されている。また、第 10 条には商業施設における侵害行為に係る施設管理者の責任が明記されている。

第 54 条から 56 条の 3 つの条項には、オンライン上の著作権と著作隣接権の保護に関して規定されており、この中にサイトブロッキングについての記載がある。集中管理団体の設立や運営に関しては第 87 条から 92 条に規定されており、第 112 条から 119 条に掛けて侵害行為に対する罰則が規定されている。

112 条：技術的保護手段の回避に対する罰則

113 条：著作権者が有する財産権の侵害に対する罰則

114 条：商業施設内で行われた侵害行為に対して施設運営者へ課される罰則

116 条：実演家が有する財産権の侵害に対する罰則

117 条：レコード製作者が有する財産権の侵害に対する罰則

118 条：放送事業者が有する財産権の侵害に対する罰則

119 条：集中管理団体の運営違反に対する罰則

なお、インドネシアでは以前著作権侵害は非親告罪であったが、今回の改正で親告罪化された。第 120 条に著作権侵害が親告罪である事が明記されている。

< 著作権の人格権 >

## 第5条

- (1) 第4条が意図する人格権とは、著作者自身に永続的に帰属する以下のための権利である。
  - a. 公共のための著作物の使用に関して、複製に名前を表記する、または表記しないこと。
  - b. 実名または仮名を使用すること。
  - c. 社会にふさわしい形に著作物を変更すること。
  - d. 著作物の題号と副題を変更すること。
  - e. 著作物の歪曲や解体、変更の発生、または著作者自身の尊厳や名声の毀損から権利を保護すること。
- (2) 第(1)項の意図する人格権は、著作者の生存中は譲渡することができない。しかし、著作者の死後に、遺言または法規定により認められたその他の事由により、これらの権利行使を譲渡することができる。
- (3) 第(2)項の意図する人格権の権利行使の譲渡において、受権者は、放棄または拒否することを書面で表明することを条件に、権利の行使を放棄または拒否することができる。

## 第6条

第5条(1)項の意図する人格権を保護するために、著作者は以下を保有することができる。

- a. 著作権の管理情報、および／または、
- b. 著作権の電子情報

<著作権の財産権>

## 第9条

- (1) 第8条の意図する著作者または著作権保有者は、以下を行う財産権を有する。
- a. 著作物の発行
  - b. 著作物をあらゆる形態で複製すること
  - c. 著作物の翻訳
  - d. 著作物の脚色、編曲、または変換
  - e. 著作物またはその複製物の販売
  - f. 著作物の上演
  - g. 著作物の公開
  - h. 著作物の通信
  - i. 著作物の貸借
- (2) 第(1)項が意図する財産権を行使する者は、著作者または著作権保有者から許可を得なければならない。
- (3) 著作者または著作権保有者からの許可を得ていない者が、著作物を商業的に複製および／または使用することは禁じられる。

## 第10条

商業地の管理者は、自らが管理する商業地で著作権および／または著作隣接権に違反した製品の販売および／または複製を容認してはならない。

### <財産権の譲渡>

## 第18条

売り切りおよび／または期限なしの譲渡契約により譲渡された書籍および／またはその他の記述物、楽曲および／または歌詞の有無を問わない音楽の著作物の場合、契約から25年に達した時点で、著作権は著作者に返還される。

### <著作隣接権>

## 第20条

第3条b号の意図する著作隣接権とは、以下の独占的な権利のことである。

- a. 実演家の人格権
- b. 実演家の財産権
- c. レコード製作者の財産権
- d. 放送事業者の財産権

<レコード使用に対する適切な報酬の支払い>

#### 第27条

- (1) 有線または無線により公共に提供されるレコードは、商業的利益のために公開されたレコードとみなされる。
- (2) 放送および／または通信の必要性のために、レコードを商業的に公開した場合、またはそのレコード複製品を直接使用した場合、使用者は実演家とレコード製作者に対して適切な報酬を支払わなければならない。

<財産権の譲渡>

#### 第30条

財産権が譲渡および／または売却された実演家の楽曲および／または音楽の作品は、25年後にその財産権が実演家に返還される。

<保護対象の著作物>

#### 第40条

- (1) 保護される対象は、科学、芸術、文学の分野における以下の著作物から成る。
  - a. 書籍、パンフレット、刊行された書体の配列、その他すべての書体による作品
  - b. 講演、講義、演説、およびその他の類似の著作物
  - c. 教育と科学の目的に作成された視聴覚教材
  - d. 歌詞付きまたは歌詞なしの楽曲および／または音楽。
  - e. 演劇またはミュージカル、舞踊、振付、ワヤンおよびパントマイム

- f. 絵画、図、レリーフ、カリグラフィ、彫刻、彫像、コラージュなどのあらゆる形の芸術作品
- g. 応用芸術作品
- h. 建築作品
- i. 地図
- j. バティック芸術作品、その他のモチーフ芸術作品
- k. 写真作品
- l. 肖像
- m. 映像作品
- n. 翻訳、解釈、改作、選集、データベース、翻案、編曲、修正、その他の転換された作品
- o. 伝統文化表現の翻訳、翻案、編曲、転換、修正
- p. コンピュータ・プログラムのフォーマットやその他のメディアにより判読可能な編集物またはデータ
- q. オリジナルな伝統文化表現の編集物
- r. ビデオゲーム
- s. コンピュータ・プログラム

<情報通信技術における著作権と著作隣接権のコンテンツ>

第 54 条

情報技術機器による著作権および著作隣接権の侵害を防止するために、政府は以下の権限を有する。

- a. 著作権および著作隣接権を侵害するコンテンツの制作と流通を監視すること。
- b. 著作権および著作隣接権を侵害するコンテンツの制作と流通の防止に関して、国内外のさまざまな当事者と提携し、調整を行うこと。
- c. 著作物と著作隣接権の対象作品を実演地で録画する行為に対しては、いかなるメディアを用いる場合でも監視を行うこと。

第 55 条

- (1) 電子システムを通じた商業的な利用による著作権および／または著作隣接権の侵害を知り得た者は、大臣に通報することができる。

- (2) 大臣は第（１）項の意図する通報について調査を行う。
- (3) 第（２）項の意図する調査結果に基づき、十分な証拠がみつかった場合、大臣は通報者の要請に基づき、情報通信分野の行政担当大臣に対して、電子システムの中の著作権を侵害するコンテンツの一部または全部の閉鎖、またはその電子システム・サービスへのアクセス遮断を勧告する。
- (4) 第（３）項の意図するインターネット・サイトの全面的な閉鎖が行われた場合、閉鎖から 14 日以内に、大臣は裁判所の裁定を要請しなければならない。

#### 第 56 条

- (1) 情報通信分野の行政担当大臣は、第 55 条（３）項が意図する勧告に基づき、電子システムの中の著作権を侵害するコンテンツの一部または全部の閉鎖、またはその電子システム・サービスへのアクセスを遮断することができる。
- (2) 第（１）項が意図する電子システムの中の著作権を侵害するコンテンツの一部または全部の閉鎖、またはその電子システム・サービスへのアクセス遮断の執行に関しては、大臣と通情報通信分野の行政担当大臣による共同規定により、詳細が規定される。

#### < 集中管理団体 >

#### 第 87 条

- (1) 著作者と著作権保有者、著作隣接権保有者はそれぞれ、商業目的の公共サービスにおいて、著作権および著作隣接権を使用する者から適切な報酬を得る財産権を行使するために、集中管理団体の会員となる。
- (2) 第（１）項が意図する著作権および著作隣接権の使用人は、集中管理団体を通じて著作権者、著作権保有者、著作隣接権保有者にロイヤリティーを支払う。
- (3) 第（１）項が意図する使用人は、使用した著作権および著作隣接権のロイヤリティーの支払い義務が記載された契約書を集中管理団体と締結する。
- (4) 使用者が契約に基づく集中管理団体への義務を履行し、遵守する限りにおいて、商業目的で著作物および／または著作隣接権の対象物を使用することは、本法律の侵害とはみなされない。

## 第 88 条

- (1) 第 87 条 (1) 項の意図する集中管理団体は、大臣に運営許可を申請しなければならない。
- (2) 第 (1) 項の意図する運営許可は、以下の条件を備えなければならない。
  - a. 非営利的なインドネシアの法人であること。
  - b. 著作者、著作権保有者、著作隣接権保有者から、ロイヤリティーの徴収、収集、配分について委任を得ていること。
  - c. 楽曲および／または音楽の分野における著作者の利益を代表する集中管理団体については著作者 200 人以上の会員から、著作隣接権および／またはその他の著作権対象の利益を代表する集中管理団体委託については 50 人以上からの委任を得ていること。
  - d. ロイヤリティーの徴収、収集、配分を目的とすること。
  - e. ロイヤリティーの徴収、収集、著作者、著作権保有者または著作隣接権保有者への配分を行う能力があること。
- (3) 第 (1) 項の意図する大臣からの運営許可を取得していない集中管理団体は、ロイヤリティーの徴収、収集、配分を行うことは禁じられる。

## 第 89 条

- (1) 楽曲および／または音楽の分野の著作権ロイヤリティーを管理するために、以下のそれぞれの利益を代表する 2 つの国家集中管理団体が設立される。
  - a. 著作者の利益
  - b. 著作隣接権保有者の利益
- (2) 第 (1) 項の意図する 2 つの集中管理団体は、商業的な利用を行う使用者からロイヤリティーを徴収、収集、配分する権限を有する。
- (3) 第 (2) 項の意図する収集を行うために、2 つの集中管理団体は、それぞれの集中管理団体の権利となるロイヤリティーを、公平に基づく実務上の慣行に従って調整し、その大きさを決定しなければならない。
- (4) ロイヤリティーの大きさを決定する指針についての規定は、第 (1) 項の意図する集中管理団体が制定し、大臣の承認を受ける。

## 第 90 条

著作者および著作隣接権保有者の権利を管理するにあたり、集中管理団体は年 1 回以上、公認会計士が実施する財務と業績に関する監査を行い、その結果を全国紙および電子メディアそれぞれ 1 つを通じて公開しなければならない。

#### 第 91 条

- (1) 集中管理団体は、収集したロイヤリティーの総額から年間最大 20%までの運営資金を使用することができる。
- (2) 集中管理団体が本法律に基づき設立されてから 5 年間は、徴収したロイヤリティーの年間総額から最大 30%までの運営資金を使用することができる。

#### 第 92 条

- (1) 大臣は年 1 回以上、集中管理団体に対する評価を行う。
- (2) 第 (1) 項の意図する評価の結果、集中管理団体が第 88 条、第 89 条 (3) 項、第 90 条、第 91 条の規定を満たしていないことが明らかになった場合、大臣は集中管理団体の運営許可を取り消す。

#### <罰則規定>

#### 第 112 条

第 7 条 (3) 項および／または第 52 条の意図する行為を、権利を有せずに商業的利用のために行った者は、2 年以下の懲役および／または Rp. 300,000,000 (3 億ルピア) 以下の罰金の刑事罰則が科せられる。

#### 第 113 条

- (1) 第 9 条 (1) 項 i 号の意図する財産権を、権利を有せずに商業的利用のために侵害した者は、1 年以下の懲役および／または Rp. 100,000,000 (1 億ルピア) 以下の罰金



の刑事罰則が科せられる。

- (2) 第9条(1)項c号、d号、f号、h号の意図する著作者の財産権を、権利を有せずに、および／または著作者または著作権保有者の許可なく商業的利用のために侵害した者は、3年以下の懲役および／または Rp. 500,000,000 (5億ルピア) 以下の罰金の刑事罰則が科せられる。
- (3) 第9条(1)項a号、b号、e号、g号の意図する著作者の財産権を、権利を有せずに、および／または著作者または著作権保有者の許可なく商業的利用のために侵害した者は、4年以下の懲役および／または Rp. 1,000,000,000 (10億ルピア) 以下の罰金の刑事罰則が科せられる。
- (4) 第(3)項の意図する要素を海賊版作製のために行った者は、10年以下の懲役および／または Rp. 4,000,000,000 (40億ルピア) 以下の罰金の刑事罰則が科せられる。

#### 第114条

いかなる形態の商業場においても、その商業場で第10条の意図する著作権および／または著作隣接権を侵害する製品の販売や複製を故意に、且つ知りながら容認する商業場の管理者は、罰金 Rp. 100,000,000 (1億ルピア) 以下の刑事罰則が科される。

#### 第116条

- (1) 第23条(2)項e号の意図する財産権を、権利を有せずに商業的利用のために侵害した者は、1年以下の懲役および／または Rp. 100,000,000 (1億ルピア) 以下の罰金の刑事罰則が科せられる。
- (2) 第23条(2)項a号、b号、f号の意図する財産権を、権利を有せずに商業的利用のために侵害した者は、3年以下の懲役および／または Rp. 500,000,000 (5億ルピア) 以下の罰金の刑事罰則が科せられる。
- (3) 第23条(2)項c号、d号の意図する財産権を、権利を有せずに商業的利用のために侵害した者は、4年以下の懲役および／または Rp. 1,000,000,000 (10億ルピア) 以下の罰金の刑事罰則が科せられる。
- (4) 第(3)項の意図する要素を海賊版作製のために行った者は、10年以下の懲役および／または Rp. 4,000,000,000 (40億ルピア) 以下の罰金の刑事罰則が科せられる。

#### 第117号

- (1) 第 24 条 (2) 項 c 号の意図する財産権を、使用する権利を有さずに商業的利用のために故意に侵害した者は、1 年以下の懲役および／または Rp. 100,000,000 (1 億ルピア) 以下の罰金の刑事罰則が科せられる。
- (2) 第 24 条 (2) 項 a 号、b 号、d 号の意図する財産権を、使用する権利を有さずに商業的利用のために故意に侵害した者は、4 年以下の懲役および／または Rp. 1,000,000,000 (10 億ルピア) 以下の罰金の刑事罰則が科せられる。
- (3) 第 (2) 項の意図する要素を海賊版作製のために行った者は、10 年以下の懲役および／または Rp. 4,000,000,000 (40 億ルピア) 以下の罰金の刑事罰則が科せられる。

#### 第 118 条

- (1) 第 25 条 (2) 項 a 号、b 号、c 号、d 号の意図する財産権を、使用する権利を有さずに商業的利用のために故意に侵害した者は、4 年以下の懲役および／または Rp. 1,000,000,000 (10 億ルピア) 以下の罰金の刑事罰則が科せられる。
- (2) 第 25 条 (2) 項 d 号の意図する要素を海賊版作製のために行った者は、10 年以下の懲役および／または Rp. 4,000,000,000 (40 億ルピア) 以下の罰金の刑事罰則が科せられる。

#### 第 119 号

第 88 条 (3) 項の意図する運営許可を取得せずに、ロイヤリティーの徴収活動を行った集中管理団体は、4 年以下の懲役および／または Rp. 1,000,000,000 (10 億ルピア) 以下の罰金の刑事罰則が科せられる。

#### 第 120 号

本法律に規定された犯罪は、親告罪である。

## 著作権に関するインドネシア共和国法律 2014 年第 28 号の解説（抜粋）

### 第 5 条

#### e 号

「著作物の歪曲」とは、実際の著作物または著作物の独自性を曲解する行為のことである。

「著作物の解体」とは、著作物の一部を消失させるプロセスまたは行為のことである。

「著作物の変更」とは、著作物に変化をもたらす行為のことである。

### 第 9 条

#### b 号

複製には、映画館の中や実演場所でビデオカメラ（カムコーダー）により直接録画する行為も含まれる。

### 第 18 条

「その他の記述物」とは、詩集や辞書、新聞などのことである。

「売り切り」とは、購入者からの支払いを通じて著作者が著作物を委譲し、その著作物に関する財産権を期限なしで購入者にすべて移転させることを義務づける契約のことであり、実務上は「sold flat」の用語で知られる。

### 第 27 条

#### 第（3）項

「適切な報酬」とは、集中管理団体により定められた一般的な規範に基づく報酬のことである。

### 第 40 条

#### 第（1）項

#### a 号

「書体の様式」とは、「タイポグラフィ的な配列」として一般に知られているもので、書式の配列や形式の芸術的な側面のことである。これには、全体的に特別な表現がとられたフォーマットや装飾、配色、装飾文字の編成や配置が含まれる。

#### c 号

「視聴覚教材」とは、地理や地形、建築、生物、その他の科学に関連する平面または立体の作品のことである。

#### d 号

「歌詞付きまたは歌詞なしの楽曲および／または音楽」は、全体的に一体化している作品を意味する。

#### f 号

「図」とは特に、モチーフやダイヤグラム、スケッチ、ロゴ、色の要素、装飾文字などのことである。

「コラージュ」とは、布や紙、木材などのさまざまな材料をスケッチや作品の媒介物に張り付けて創作された芸術的な構成物である。

#### g 号

「応用芸術作品」とは、ひとつの製品を芸術的な応用を施し、実質性のなかに美的な印象を備えた芸術作品のことであり、特定の製品に図やモチーフ、オーナメントなどを用いたものがある。

#### h 号

「建築作品」には、実際の建築物や、建物の配置図、設計図、技術図、モデル、模型などがある。

#### i 号

「地図」とは、地上または地下にある自然および／または人工物を、一定の縮尺によりデジタルまたは非デジタルで平面上に描いたものことである。

#### j 号

「バティック芸術作品」は、革新的、現代的なバティックの新しいモチーフで、伝統的なものではない。この作品は、図柄や模様、配色などに関して芸術的な価値を有するために保護対象となる。

「その他のモチーフ芸術の作品」とは、インドネシア各地のソンケット模様やイカット模様、タピス模様、ウロス模様などの国民的な資産であり、現代的かつ革新性があり、発展を続けている作品のことである。

k 号

「写真作品」とは、カメラを使用したすべての写真を含む。

m 号

「映像作品」とは、ドキュメンタリー・フィルム、広告フィルム、ルポルタージュ、シナリオにより作成された物語フィルム、アニメなどの動画（moving images）のことである。映像作品は、映画館やワイドスクリーン、テレビ、その他の場所で上演が可能なセルロイド・テープ、ビデオ・テープ、光学ディスクおよび／またはその他のメディアにより製作されたものである。映像は音声映像の一例である。

n 号

「選集」とは、選択された作品を編集した書籍や、選択された楽曲や舞踊作品を収録したカセットや光学ディスク、その他のメディアのことである。

「データベース」とは、コンピュータで判読可能なすべての編集データ、またはその他の形態の編集物である。データ内容が選択または規定される理由は、知的創造物であるためである。データベースの保護は、データベースに含まれる著作物の著作権者の権利を損なわない範囲で行われる。

「翻案」とは著作物を他の形態に変更することである。例えば、書籍の映画化など。

「その他の転換された作品」とは、著作物のフォーマットを異なるフォーマットに変更した作品のことである。例えばポップ音楽をダンドゥット音楽にするなど。

## 第 54 条

a 号

「コンテンツ」とは、あらゆるメディアにおいて提供される著作物の成果内容のことである。コンテンツの流通の形態は特に、インターネットを通じたコンテンツのアップロードである。

## 第 55 条

第 (1) 項

通信情報技術メディアにおける「商業的利用」には、直接的な商業的利用（有料）と、著作権および／または著作隣接権を利用する他者から経済的な利益を得る無料のコンテンツ提供がある。

## 第 56 条

### 第 (1) 項

「コンテンツおよび／または利用者アクセス権の閉鎖」には2つの段階がある。ひとつめは、コンテンツやコンテンツ提供事業者サイトのブロッキング、2つめは、プロトコル・アドレスまたは同種のものへのブロックキングを通じて特定サイトへの利用者のアクセスをブロックすることである。

## 第 87 条

### 第 (4) 項

「著作物および／または著作隣接権の対象物の使用」の範囲は、使用者の利益のための適正な複製や公開に及ぶ。

例えば、カラオケ／カラオケ屋のためのデジタル複製や、輸送機器への楽曲および／または音楽の提供などがある。

## 第 89 条

### b 号

「楽曲および／または音楽分野の著作隣接権保有者」とは、実演家とレコード製作者のことである。

以上

**【ご注意】**：訳文の利用により生じる法的責任・義務や損害の発生については、責任を負いかねますのでご了承ください。